

人材紹介サービス契約書

株式会社●●（以下、「甲」という。）と株式会社 DEPARTURE（以下、「乙」という。）とは、乙が提供する人材紹介サービス（以下、「本サービス」という。）を甲が利用することに関し、下記の通り契約する。

第1条（サービスの内容）

甲は、乙に対し、人材採用に関するコンサルティング及び人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙が探索した人材（以下、「候補者」という。）を選抜・紹介し、採用に至るまでの活動を支援する。

第2条（サービス利用料の発生）

1 本サービスの利用料金（以下、「サービス利用料」という。）は、本サービスを通じて甲が候補者の採用を決定し（以下、甲が採用を決定した候補者を「採用決定者」という。）、採用決定者が甲に入社した時点で発生する。

2 本契約における「入社」とは、甲と採用者との間で締結された雇用契約等（契約形態を問わず、雇用契約、準委任契約、業務委託契約等の継続的契約（以下、「雇用契約等」という。）をいう。）に基づいて採用決定者が初入社し勤務開始したことをいうものとする。

第3条（サービス利用料）

1 本契約に基づくサービス利用料は別表の「1. サービス利用料」のとおりとする。

2 甲は、採用決定者の入社日を含む月の翌月末日までに、サービス料金を乙指定の下記銀行口座に振込みにより支払うものとする。また、振込手数料は甲が負担するものとする。

記

金融機関名：三菱 UFJ 銀行

預金種類：渋谷支店（135）

預金種類：普通預金

口座番号：1360785

口座名義人：株式会社 DEPARTURE カ) デパーチャー

第4条（不採用にした候補者の取扱い）

甲は、乙から紹介を受けた候補者のうち内定辞退や不合格等により不採用と決定した候補者を紹介日から1年以内に採用した場合、当該採用に基づく入社を第2条規定の入社とみなし、同条及び第3条に従いサービス利用料を支払うものとする。

第5条（サービス利用料の返還）

1 乙は、採用決定者が入社辞退した場合、甲に入社した日から3か月未満で自己都合により退

職した場合、又は採用決定者の責により適法な解雇がなされた場合、甲に対し、受領したサービス利用料の全部又は一部を別表の「2. サービス利用料返還条件」に基づき返還するものとする。なお、甲は、第3条に基づく乙に対するサービス利用料の支払日前に返還事由が発生した場合に限り、事前にその旨を乙に通知のうえ、返還額を控除した額を報酬として支払うことができるものとする。

2 前項第1文に定めるサービス料の返還は、甲が乙に対して採用決定者が退職した旨又は解雇された旨を通知した日の翌月末日までに、別途甲指定の銀行口座に振込みにより支払うものとし、振込手数料は乙が負担するものとする。

第6条（禁止行為）

甲は、本サービスの利用にあたって以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとする。

（1）乙を介さずに、候補者及びサロン会員に対して、採用活動、勧誘行為、第三者への紹介、斡旋等を行うこと

（2）候補者及びサロン会員に対して、乙、乙のグループ会社を含む関係者の社会的評価を著しく低下させる言動を行うこと

（3）採用活動以外の目的で候補者及びサロン会員の情報を利用すること

（4）法令等に違反する行為を行うこと

（5）その他、乙が不適当と合理的に判断する行為を行うこと

第7条（秘密の保持）

1 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上、財務上、組織上その他の情報（以下、「秘密情報」という。）について守秘義務を負うものとし、相手方の書面による事前の承諾なくして第三者（本契約の履行に必要な乙のグループ会社は除く。）に開示、漏洩しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外する。

（1）開示を受けた際に既に自ら保有していたもの

（2）開示を受けた際に既に公知であったもの、又は開示を受けたものの責によらないで公知となったもの

（3）第三者から機密保持義務を負うことなしに、正当に入手したもの

（4）相手方からの情報を利用することなく独自に開発したことを立証できるもの

（5）裁判所その他法律の規定に基づきその開示が要求されたもの

3 乙は、本サービスの遂行のために、エージェントに対し、本契約に基づく自己の義務と同等の義務を課した上で開示することができるものとし、当該開示につき一切の責任を甲に対して負うものとする。

第8条（個人情報）

- 1 甲及び乙は、相手方から開示を受けた個人情報を、個人情報保護に関する法令、国が定める指針及びその他の規範に従い、自己の責任による適切な管理のもとに取扱い、相手方及び本人の事前の承諾なくして第三者に開示してはならず、又本契約以外の目的で使用してはならない。
- 2 甲は、乙より紹介されたが採用に至らなかった選考対象者の個人情報については、不採用決定後直ちに復元不可能な方法にて処分するものとする。また、甲は、処分後、直ちに、当該処分の事実を証明する書面を乙に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方から開示を受けた個人情報について滅失、漏えい、き損等の事件・事故が発生した場合、直ちに相手方に報告し、原因の究明にあたるほか、自己の費用負担において適切な措置を講じるものとする。

第9条（不保証）

- 1 乙は、甲に対し、いかなる場合においても、候補者の甲への就職を保証するものではない。また、乙は、甲に対し、紹介した候補者個人による非違行為、不法行為、その他不適切な行為の一切について、何らの責任も負わない。
- 2 乙が本サービスの品質ないし機能に関して完全性、正確性及び有用性について保証を行うものではないことを甲乙相互に確認する。また、乙は、甲が本サービスを利用して行った採用活動の成果について一切の責任を負わないものとする。
- 3 乙は、本サービスの利用に関連して甲と第三者との間にトラブルが発生した場合について一切の責任を負わず、甲が自己の責任と負担においてトラブルを解消するものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在又は過去5年以内において、自己並びに自己の役員及び自己の経営を実質的に支配している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれか一に該当する行為を行わな

いことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

4. 甲又は乙は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わない。

第11条（不正行為の禁止に関する表明保証）

1 甲は、乙の役員又は従業員に対し、社会通念上認められる範囲を超えた金銭、物品、接待、その他の経済的 利益の提供（その提供する旨の申込み又は約束することを含む）をせず、第三者をしてこれをさせないことを表明し、保証する。

2 乙は、甲が前項に違反したと疑われるときは、自己又は第三者をして事実関係を調査することができるものとし、甲は、その調査に協力しなければならず、また、これを拒否してはならない。

3 乙は、甲が本条第1項に違反したと合理的に判断した場合には、何らの催告なくして本契約を解除することができるものとする。また、甲は、乙に生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含む）を賠償する。

第12条（採用成果の公表）

1 甲は、自己が本サービスを通じて候補者を採用した場合、乙が当該採用事実を採用成果として乙の運営ウェブページ等に適切な形で掲載することをあらかじめ承諾する。

2 甲は、乙から前項の掲載の求めがあった場合、乙に対して、ロゴ素材を提供するとともに甲の商号及び当該ロゴの使用をあらかじめ承諾し、乙が甲社員ないし採用決定者の写真撮影やインタビュー等を行うことについて協力するものとする。

第13条（解除）

1 甲又は乙は、相手方が次のいずれかの事由が生じた場合、相手方に対する催告その他の手続きを要せず、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとする。なお、本項による契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

(1) 本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内には是正しなかった場合

(2) 差押え、強制執行、又は競売の申立てがあった場合

- (3) 租税公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 手形、小切手の不渡り、又は銀行取引停止処分となった場合
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、特別清算手続開始の申立てがあった場合
- (6) 会社分割、事業譲渡、解散又は合併の決議をし、本契約の履行に支障があると合理的に判断される場合
- (7) 監督官庁から営業取消、又は営業停止等の処分を受けた場合
- (8) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるとき
- (9) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

2 前項により本契約を解除された当事者は、その相手方に対して負担する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を弁済しなければならない。

第14条（損害賠償）

甲は、故意又は過失により、本契約に違反して乙に損害を及ぼした場合、乙に対してその損害を賠償するものとする。

第15条（契約期間）

1 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、同一の条件で更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

2 本契約第3条ないし第5条、第7条、8条、本条及び第19条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第16条（内容の変更）

本契約は、甲乙双方の代表者が記名押印する書面によらなければ変更することができない。

第17条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約若しくは個別契約上の地位又は本契約若しくは個別契約に関して発生する権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保提供、その他一切の処分をしてはならない。

第18条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第19条（管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

年 月 日

（甲）

住 所：〇〇

名 称：〇〇

代表者：〇〇

（乙）

住 所：東京都渋谷区道玄坂 2-10-1 新大宗ビル 3 号館 434 号室

名 称：株式会社 DEPARTURE

代表者：代表取締役 高木 翔一

(別表)

甲と乙との本サービスにおける、サービス利用料及びその返還について、以下の通りとする。

記

1. サービス利用料 (すべて別途消費税)

	雇用契約等	理論年収※の 35% ※理論年収とは、採用後 12 ヶ月の間に支払われる予定の基本給（固定残業代を含む）に、前年実績をベースとした賞与見込額及び入社時点にて確定している手当を加算した金額
--	-------	--

2. サービス利用料 返還条件

	返還する条件*1	返還するサービス利用料の額
1	<u>入社日から 1 か月未満での退職又は解雇の場合</u>	サービス利用料の 80%
2	<u>入社日から 1 か月以上 3 か月未満での退職又は解雇の場合</u>	サービス利用料の 50%

*1:「返還する条件」の期間は、入社日初日から起算するものとする。

以上